

## 佐倉市生活排水対策推進計画(改訂版)の概要

本計画は、佐倉市が平成5年3月に水質汚濁防止法第14条の7の規定により印旛沼流域等生活排水対策重点地域に指定され、同法第14条の8に基づく計画として、平成6年3月に策定した「佐倉市生活排水対策推進計画(青の水景づくり)」(以下、「一次計画」といいます。)の計画期間が終了したことから、その内容の見直しを行い策定した計画です。

### 【計画の構成】

#### 第1章 佐倉市生活排水対策推進計画(改訂版)のあらまし

- ・ 計画改訂までの経緯
- ・ 計画策定の趣旨
- ・ 計画の体系
- ・ 計画の基本方針・目標

#### 第2章 佐倉市の概要

- ・ 自然的条件(地勢、気象など)
- ・ 社会的条件(人口、産業など)
- ・ 水質の現状及び動向
- ・ 生活排水処理施設の現状

#### 第3章 一次計画の目標等達成状況

- ・ 生活排水処理施設の整備に関する事項
- ・ 生活排水対策に係る啓発に関する事項
- ・ その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

#### 第4章 改訂版策定にあたっての課題

#### 第5章 実践目標

- ・ 生活排水処理施設の整備に関する事項
- ・ 生活排水対策に係る啓発に関する事項
- ・ その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

資料編

### 【基本理念】

一次計画の基本理念を踏襲し、「市民の心に残る美しかった印旛沼の情景を一步一步取り戻していく」としました。

### 【基本方針】

一次計画の基本方針であった「施設整備による生活排水対策」と「市民意識を向上させることからの生活排水対策」に加えて、印旛沼の水質改善のためには佐倉市のみでの対策では不十分であることから、「流域市町村等との連携」を合わせた三つとしました。

### 【目標スローガン】

一次計画のスローガンを踏襲し、「青の水景づくり～水色の水を返そう～」としました。

### 【目標年次】

現 況 2007年（平成19年）

中間年次 2012年（平成24年）

目標年次 2017年（平成29年）

### 【生活排水処理施設の整備に関する事項】

#### 《処理目標》 生活排水処理率92.0%以上

生活排水処理率：佐倉市の総人口に対する、公共下水道、農業集落排水施設、高度処理型合併処理浄化槽を利用している人口の割合。

上記の目標を達成するために、公共下水道の整備については既存の計画に基づいて進め、下水道事業認可区域外及び農業集落排水事業区域外の地域については、高度処理型合併処理浄化槽の普及を図ります。

## 【生活排水対策に係る啓発に関する事項】

生活排水処理率の目標を達成するため、ひいては、あの美しかった印旛沼を取り戻すために、以下に示す啓発活動を展開していきます。

### 家庭でできる生活排水対策への支援

家庭でできる生活排水対策について、広報紙、ホームページ等を通じた情報提供の充実

家庭で取り組める生活排水処理資材の提供

### 適正な生活排水処理施設への誘導

公共下水道への接続の推進

高度処理型合併処理浄化槽の設置補助等の補助制度のPR

広報紙やパンフレットを通じた浄化槽の適正な管理の呼びかけ

河川の水質及び底質調査の継続実施と情報提供

### 水辺環境に対する意識の高揚

親水イベントの開催

環境教育に関連する事業の実施

## 【その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項】

印旛沼流域の水質改善のためには、「流域全体での連携」が重要です。

また、印旛沼の水質改善や水環境の保全を果たすためには、生活排水以外（特に、自然系負荷対策）の対策についても積極的に取り組んでいく必要性が高まっています。

そこで、以下に示す活動を展開していきます。

### 健全な水循環の確保

水源地としての谷津環境を保全し、印旛沼等の水環境を改善する。

上流部の土地利用に留意し、湧水の保全を図る。

雨水浸透施設の整備促進を図る。

透水性舗装の整備促進を図る。

道路清掃等の維持管理を図る。

### 関係機関との連携と協力

庁内連携の確立

市民・事業者への情報提供と意見交換の場の確保